

容器包装リサイクル法および関連法令集

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益に關スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ
目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会